

議案第13号	文化財の県指定等について																	
1 提案理由																		
平成22年3月26日に石川県文化財保護審議会から文化財の県指定及び保持団体の認定について答申があったため																		
2 根拠法令																		
石川県文化財保護条例第4条第1項、第20条第1項、同第2項																		
3 指定及び認定内容																		
(1) 有形文化財																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>員数</th> <th>所在地</th> <th>所有者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">歴史資料</td> <td>寛文七年金沢図</td> <td>1点</td> <td>金沢市本多町3丁目2番 15号 石川県立図書館</td> <td>石川県</td> </tr> <tr> <td>加越能文庫</td> <td>34,405点</td> <td>金沢市玉川町2番20号 金沢市立玉川図書館</td> <td>金沢市</td> </tr> </tbody> </table>					種別	名称	員数	所在地	所有者	歴史資料	寛文七年金沢図	1点	金沢市本多町3丁目2番 15号 石川県立図書館	石川県	加越能文庫	34,405点	金沢市玉川町2番20号 金沢市立玉川図書館	金沢市
種別	名称	員数	所在地	所有者														
歴史資料	寛文七年金沢図	1点	金沢市本多町3丁目2番 15号 石川県立図書館	石川県														
	加越能文庫	34,405点	金沢市玉川町2番20号 金沢市立玉川図書館	金沢市														
(2) 無形文化財																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>保持団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工芸技術</td> <td>山中木地挽物</td> <td>加賀市山中温泉塚谷町イ 268番地2</td> <td>山中木地挽物技術保存会</td> </tr> </tbody> </table>					種別	名称	所在地	保持団体	工芸技術	山中木地挽物	加賀市山中温泉塚谷町イ 268番地2	山中木地挽物技術保存会						
種別	名称	所在地	保持団体															
工芸技術	山中木地挽物	加賀市山中温泉塚谷町イ 268番地2	山中木地挽物技術保存会															
4 指定及び認定の日																		
県公報の告示があった日とする																		

寛文七年金沢図

種 別 有形文化財（歴史資料）

員 数 1点

所 在 地 金沢市本多町3丁目2番15号 石川県立図書館

所 有 者 石川県

概 要

金沢において本格的な測量による城下町絵図が作成されたのは、正保年間（1644～1648）に幕府に提出を命じられてからとされており、現存する最古の大型絵図が、この「寛文七年金沢図」である。

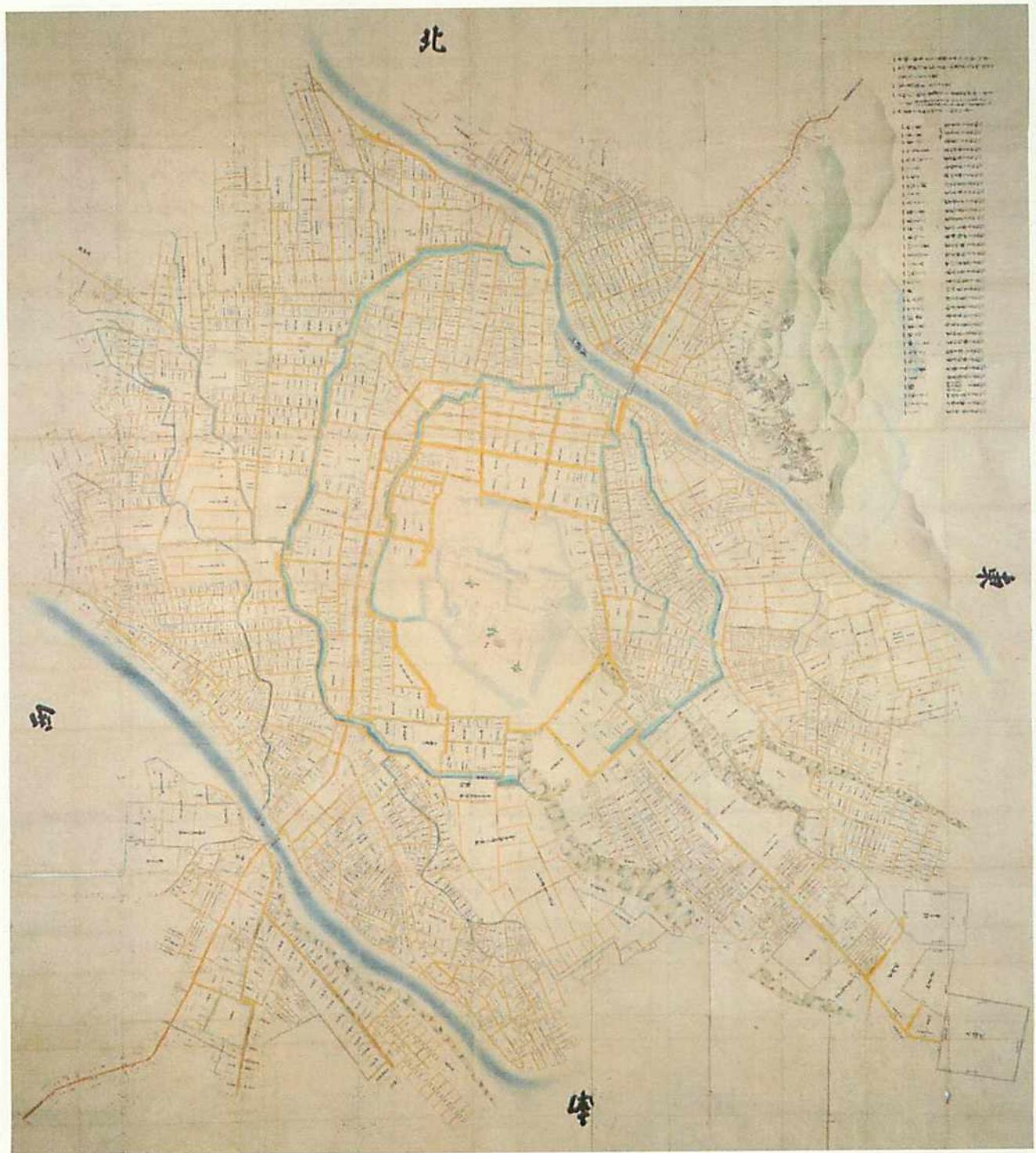
この絵図は、前田家の武家屋敷地の配分と管理を担当する普請会所が作成したとされており、大きさは南北560センチメートル、東西501センチメートルと巨大であり、縮尺は一分一間の分間図であることから、600分の1となる。

測量線である朱線が道路中央に引かれていることから、測量に基づく地図として作成された絵図であり、絵図下の凡例注記によると、「寛文七年金沢図」に先行して、同形式の絵図が万治3年（1660）に作成されたこと、また万治3年以後の屋敷替えにより絵図を改訂する必要が生じ、寛文7年（1667）10月までの屋敷地変化の調査を反映させたものであることがわかる。

絵図には約3,600件にのぼる文字の記載があり、このうち人名は約1,750件である。人名のうち、約6割は寛文11年（1671）の侍帳に記載されており、残り約4割の多くは下級の藩士である。前田家中のうち平士以上の藩士にとどまらず、下級の藩士の中でも、藩主に近侍する者など特定の人材を選び、その住居が詳細に記載されていたことがわかる。これらの記載内容から、「寛文七年金沢図」の作成目的は、直臣を中心に、城下に住む前田家中の住居を明確に把握するためであったことがわかり、貴重な武家資料といえる。

一方、惣構堀を境界線にした重臣の居屋敷・下屋敷の配置、寺社屋敷の配置など、身分別の町割りも明らかになっており、城下の構成が明確に読み取れる。

「寛文七年金沢図」は、江戸前期の金沢城下の土地利用のあり方および、当時の身分秩序や職能に応じ住居が配置された実態を正確に示すものであり、前田家5代藩主前田綱紀の治世、都市政策に対する考え方を窺うことができる貴重な絵図であり、有形文化財として指定し、その保存を図ることが必要である。



寛文七年金沢図

かえつのうぶんこ 加越能文庫

種別 有形文化財（歴史資料）

員数 34, 405点

所在地 金沢市玉川町2番20号 金沢市立玉川図書館

所有者 金沢市

概要

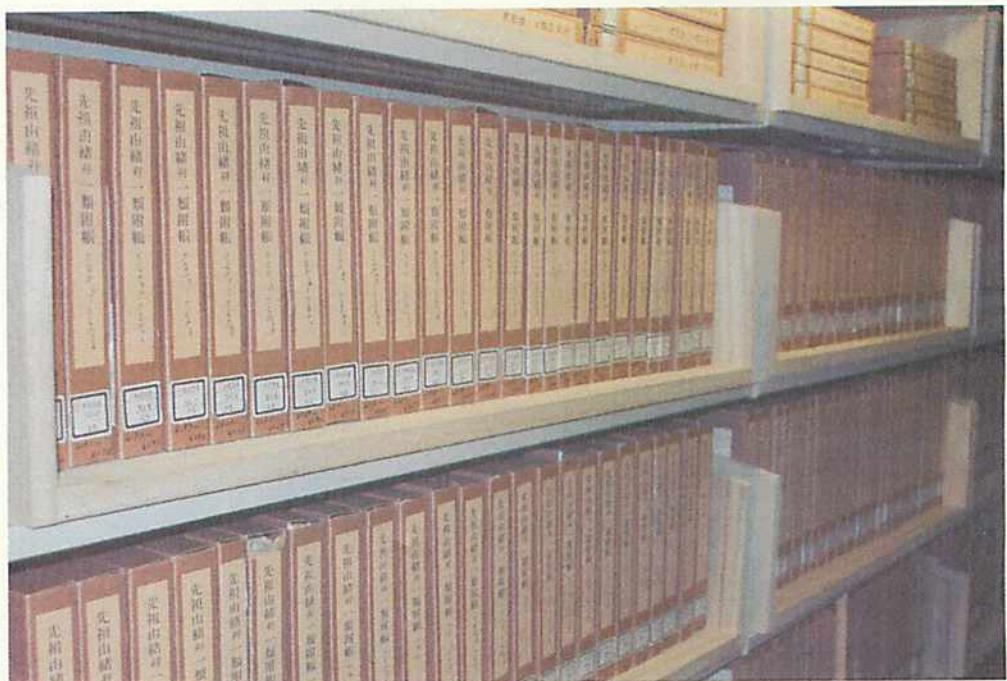
前田家15代当主前田利嗣は、明治16年（1883）に前田家の歴史を後世に伝えるために前田家編輯方を設立し、旧藩庁、旧藩臣、旧領各地の史料を手写し、あるいは収集も行った。これらは財団法人前田育徳会に保管されていたが、昭和23年（1948）に金沢市に寄贈され、「加越能文庫」として保管されている。

本資料は、藩主・藩制・藩士・政務・軍事・藩学・藩治・産業・学問・文芸に分類される多岐にわたる膨大な資料であり、典籍、古文書、絵図など34, 405点からなっている。

このうち中心となる加賀藩庁関係の公記録・公文書は、主に典礼資料・法制資料・諸役の勤方帳などであり、年寄・家老・若年寄および各奉行の政務日記や、十村役に関する文書をはじめとした、重要な記録が多数含まれている。とりわけ、藩士の系譜を詳細に記録した「先祖由緒并一類附帳」は、明治初期に金沢藩庁へ提出された原本であり、当時の藩士の約7割を記している11, 761点の貴重な史料である。また、絵図では、正保3年（1646）に作成され、高辻帳に添えて幕府に翌年提出された控である「加越能三箇国絵図」や、寛文8年（1668）に作成された絵図の写で、金沢城を中心に城下町全体の町割りを描いた「加賀国金沢之絵図」のほか、郡村絵図、城絵図など多くの貴重な絵図が含まれている。

さらに、前田家5代藩主前田綱紀が収集した、当時の学問などを知ることができる史料の写のほか、旧藩臣の家から献上されたものも多数含まれている。

「加越能文庫」は、加賀藩研究や地方史研究に欠かせない第一級の基本的な資料群であり、日本近世史研究の諸分野において史料を多数提供している貴重な資料でもあり、有形文化財として指定し、その保存を図ることが必要である。



保管状況（先祖由緒并一類附帳）



加越能三箇国絵図 (加賀)

加越能文庫

やまなかきじひきもの
山中木地挽物

種 別 無形文化財（工芸技術）
保 持 団 体 所 在 地 加賀市山中温泉塚谷町イ268番地2
名 称 山中木地挽物技術保存会
代表者氏名 会長 川北 良造

概 要

「山中木地挽物」は、天正年間（1573～1592）に、旧山中町（現加賀市）真砂地区において、挽物職人の木地師が、轆轤技術をもって生計を立てていたことが起源といわれている。

江戸時代中期の正徳5年（1715）には、現在の加賀市山中温泉地区に、木地挽物の技術が伝達されており、文化年間（1804～1818）には、細かい筋を木地に入れる加飾の技術が創作され、明治初期から轆轤の改良により、挽物の技術が大きく発展し、「糸目筋」「千筋」「稻穂筋」などの技術が確立されたとされている。

「山中木地挽物」の作業工程は、木の素材そのものの特色を生かし、木目が縦に入る「縦木取り」、横に入る「横木取り」の双方の方法を、作品に応じて使い分けるとともに、原木の切り出し・製材・木取き・荒挽き・乾燥・ならし・中挽き・乾燥・ならし・仕上げ挽き・加飾挽き・拭き漆の確立された入念な工程からなっている。

木地の表面に鉋を当てて細かい模様を付ける「加飾挽き」は、「糸目筋」をはじめ19種類以上あり、模様毎に使用する鉋が異なり、挽物職人自らが製作している。これらは「山中木地挽物」の技術における他に類を見ない技法で、高く評価されている貴重なものである。

また、山中温泉地区は、職人の規模・質及び生産量において、全国の挽物産地の中でも群を抜いている。

「山中木地挽物」は、芸術上価値が高く、工芸史上重要な地位を占め、かつ地方的特色が顕著な木工芸の技術であり、無形文化財に指定しその保存を図ることが必要である。

やまなか き じ ひきもの ぎじゅつ ほせんかい 山中木地挽物技術保存会

保 持 団 体 名 称 山中木地挽物技術保存会
代表者氏名 会長 川北 良造
所 在 地 加賀市山中温泉塚谷町イ268番地2

認 定 理 由

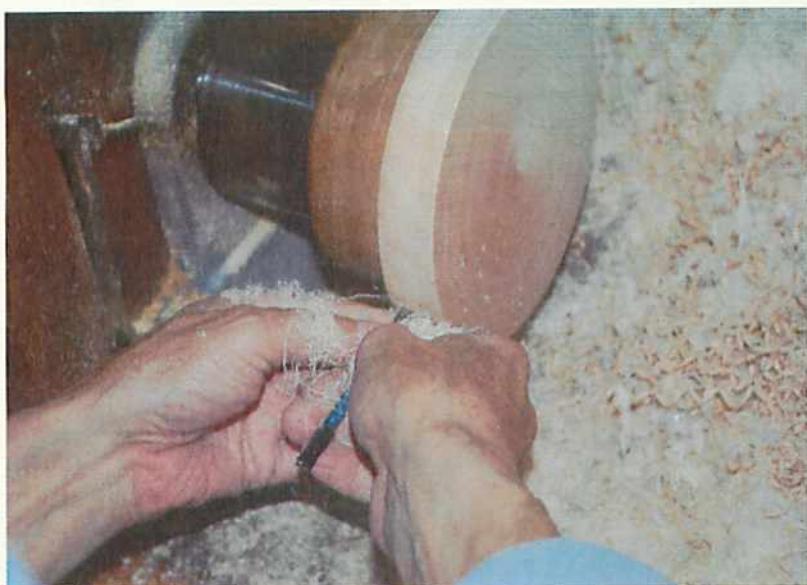
山中木地挽物技術保存会は、山中漆器産地における木地挽物の技術保存と伝承者の養成を目的として設立された団体であり、平成6年3月「山中木地挽物」の技術が旧山中町（現加賀市）無形文化財に指定されたことに伴い、その保持団体として認定され、現在に至っている。

保存会員は、伝統的な木地挽物の技術に優れた者及び学識経験者で構成され、会員数は合計33名である。

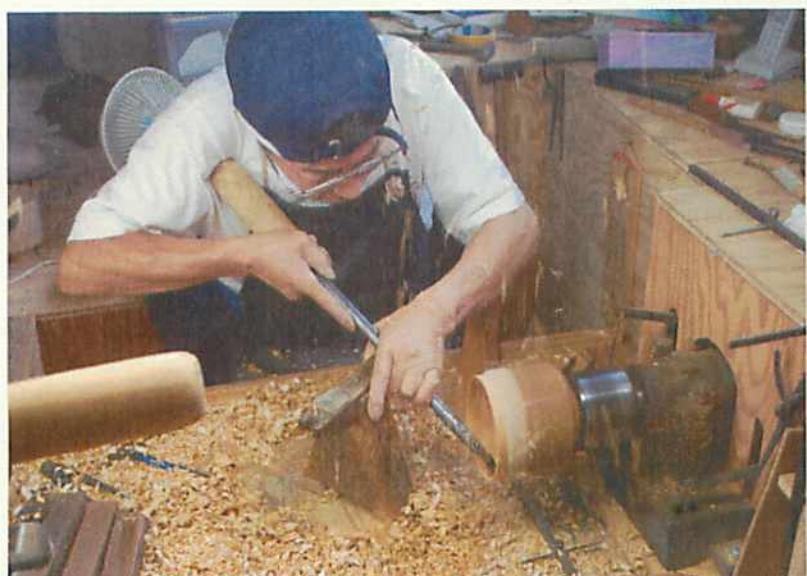
平成9年4月に木地挽物の技術習得と後継者育成等を目的として開設した石川県挽物轆轤技術研修所において、講師として伝統的な木地挽物の技術指導を行うとともに、保存会員が研修生に工房を提供し、挽物作業の研修事業を実施しており、技術伝承と後継者育成に尽力している。

平成19年度には、文化庁事業による工芸技術の映像記録製作を行うとともに、研修所内において作品及び鉋等の道具並びに作業工程見本の展示に協力するなど、技術の公開・普及にも努めている。

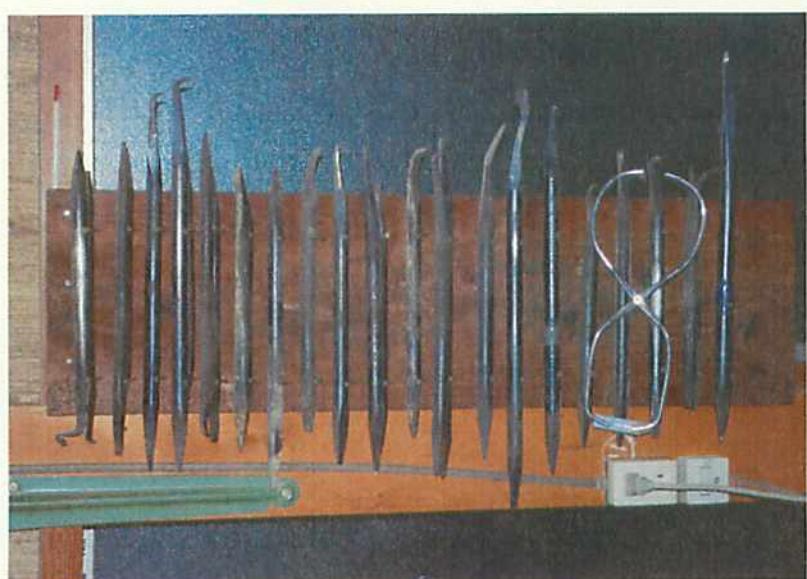
このことから、木地挽物の技術の保存とより一層の向上のために、当該保存会を県指定無形文化財「山中木地挽物」の技術保持団体として認定するものである。



糸目筋



仕上げ挽き



鉋

山中木地挽物